

堺市監査委員公表第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月14日

堺市監査委員	小堀清次
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (公益財団法人堺市公園協会)	
監査実施期間	令和4年8月1日 ～ 令和4年12月21日	
措置を講じた部局等	建設局 公園緑地部 公園監理課 公益財団法人堺市公園協会	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 経理について</p> <p>(1) 協会が作成した財務諸表において、以下のものがあった。</p> <p>ア 定期預金等の利息について、発生基準に基づき会計処理すべきところ、協会では、現金基準により利息を収受した会計年度に計上していた。</p> <p>イ 協会が取り扱う商品（トートバッグ）は、販売を外部に委託しており、本来、商品の売上額（収益）と委託先に支払う手数料（費用）をそれぞれ総額で計上すべきところ、売上額から手数料を控除した差額のみを収益として計上していた。</p>	<p>御指摘を受け、令和3年度までに発生している未収利息については、令和4年度に過年度分として計上し、令和5年5月開催の理事会で決算報告し承認を得ます。</p> <p>なお、令和4年12月27日、総務課長が総務グループ会議で監査指摘事項を共有のうえ現金基準ではなく、発生基準で処理することについて、指導を行いました。また、再発防止策として、決算前チェックリストに定期預金等は発生基準に基づき処理する項目を追加しました。</p> <p>御指摘を受け、令和4年度から売上額（収益）と手数料（費用）をそれぞれ総額で計上し、令和5年5月開催の理事会で決算報告し承認を得ます。</p> <p>なお、令和4年10月13日、総務課長が総務グループ員に</p>	<p>公益財団法人堺市公園協会</p> <p>公益財団法人堺市公園協会</p>

<p>4 事業運営について</p> <p>(1) 協会は、堺市公園協会・南海ビルサービス共同体の代表団体として堺市都市緑化センターの指定管理業務を行っている。</p> <p>指定管理業務の基本協定書において、指定管理者は指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとするとしている。また、共同体の業務分担においては、事業報告書の作成については協会が担うこととしている。</p> <p>しかし、協会は自主事業として堺市都市緑化センター内に設置している自動販売機4台分に係る電気代21万8,792円を、自主事業の費用として計上すべきところ、指定管理業務の費用として計上し、事業報告書を作成していた。その結果、指定管理業務に係る費用が過大表示となっていた。</p> <p>(2) 協会は、駐車場運営等事業を実施するに当たり、駐車場利用者からの料金徴収を含む駐車場維持・車両案内業務を事業者へ委託している。</p>	<p>監査指摘事項を共有のうえ、今後は、収益と費用を分けて計上することについて、指導を行いました。また、再発防止策として、委託先への請求書に販売額（収益）と販売手数料（費用）を分けて記載することとし、その内容を総務課長が確認するようにしました。</p> <p>御指摘を受け、令和4年10月14日に指定管理業務の基本協定書を再確認し、協定書に基づき修正した令和3年度の都市緑化センター事業報告書を令和4年11月1日に所管課へ提出しました。</p> <p>今後は、再発防止策として、自主事業の費用と指定管理業務の費用を明確に分けるよう、期中及び期末の確認作業を行うこととします。</p> <p>御指摘を受け、令和4年9月18日から大仙公園西駐車場の精算確認を2名体制で行い、担当グループ長、担当課長が日報により履行確認を毎</p>	<p>公益財団法人堺市公園協会</p> <p>公益財団法人堺市公園協会</p>
---	---	---

<p>令和元年 8 月に協会が管理する駐車場において、売上金の一部を紛失する事故が発生し、これを受けて協会は、市と協議の上、同年 9 月に駐車場管理運営マニュアルを作成したとのことである。マニュアルでは、駐車場の営業終了後、運営担当者が、売上金の確認、金種表の作成、料金回収袋への入金・施錠・運搬の全て（以下「売上金の確認等」という。）を必ず 2 人で行うこととされている。</p> <p>しかし、そのことについて、協会から事業者に対する指示が何ら行われていなかったため、マニュアルどおりの運営が実施されていなかった。</p>	<p>週行っています。</p> <p>令和 4 年 9 月 30 日、マニュアルの内容について、担当グループ職員を集め業務課長から周知を行いました。</p> <p>御指摘を受け、令和 4 年 10 月 17 日に公園協会より 10 月 16 日に撮影した履行状況（料金確認時の 2 名体制）確認写真の提出を受け確認しました。</p> <p>今後は、適宜公園協会に履行状況の確認を行います。</p>	<p>公園監理課</p>
---	--	--------------